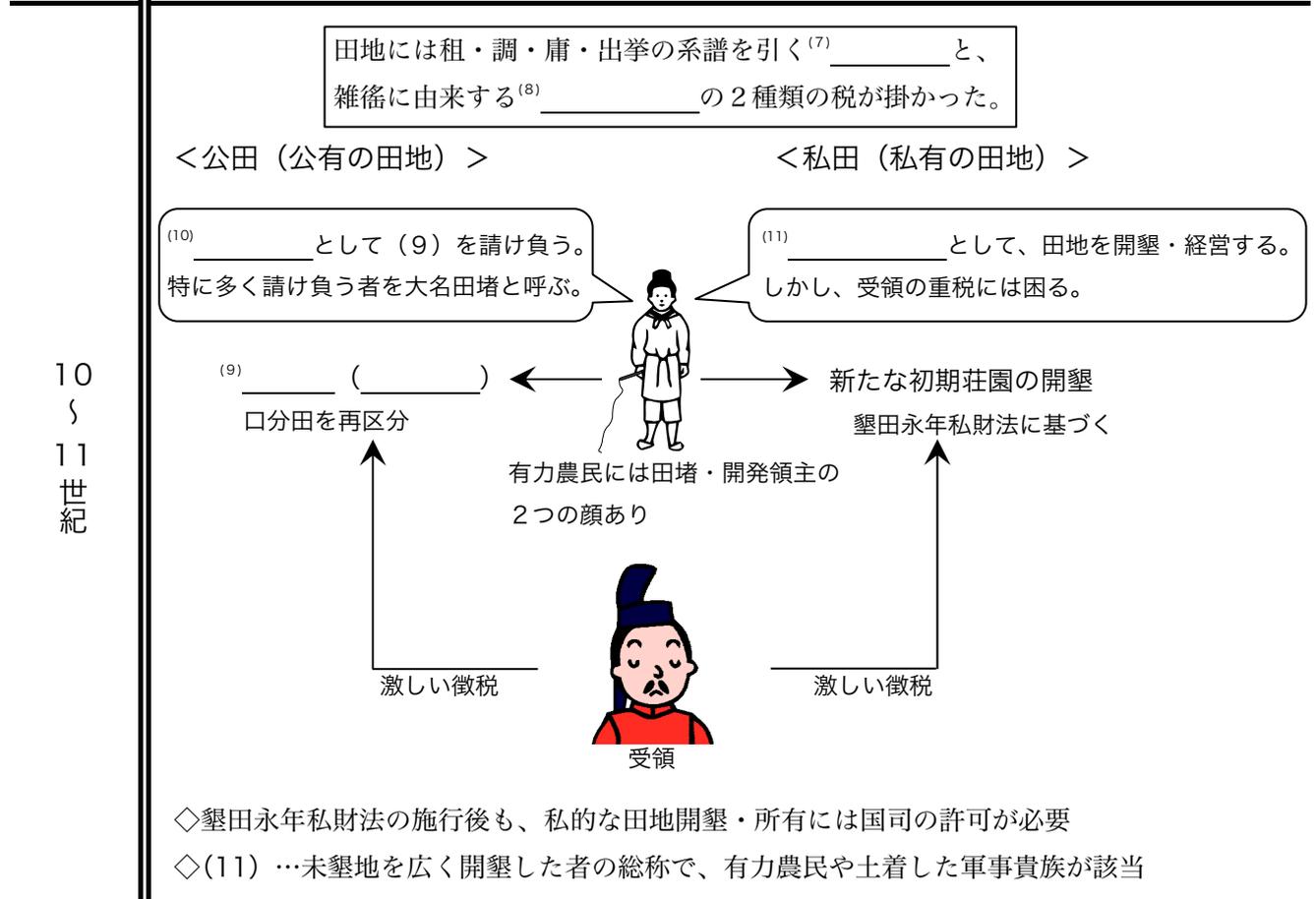
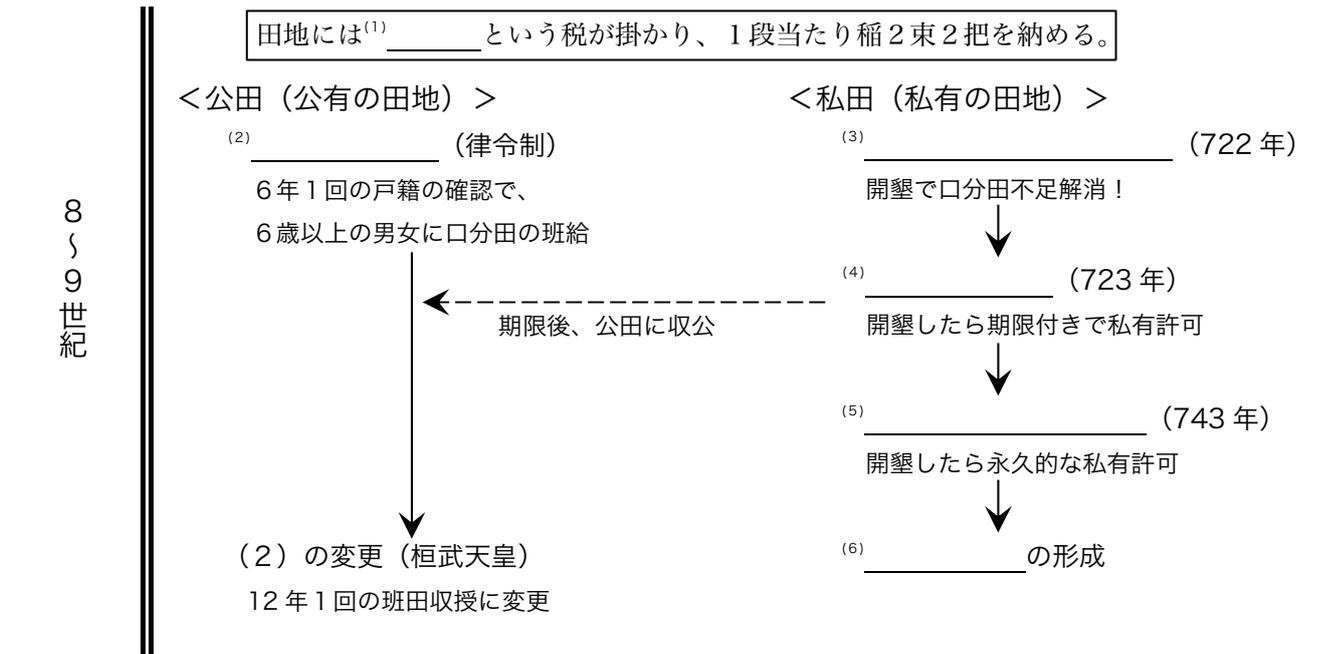


私田の変化—莊園編

改新の詔で掲げた公地公民制で、「土地は国家に帰属する」という方針が決まった。しかし、墾田永年私財法の成立で、私有の田地（私田・莊園）が認められた。10世紀、受領が田地に重税を掛けると、開発領主は私田を有力者に寄進して重税を防いだ。これにより、11世紀以降の私田は、ほぼ全て寄進地系莊園となった。

○土地の私有化

●私田の形成



○私田の新たな在り方

●私田の免税方法—寄進地系荘園

開発領主が開墾した田地には、次の2つの悩みがあった。

- ①税 (⁽¹²⁾ _____ . ⁽¹³⁾ _____) が掛かり、受領がこれらを際限なく徴税
 - ②開墾・所有には受領の許可を必要とし、新任の受領が許可を取り消せば没収
- ⇒田地の名義が高位の有力者であれば、受領も口を出せずに①②を防げるのでは!?



開発領主は、受領も及ばない高位で在京の有力者Xに、田地を譲り渡す (寄進)。

- X (荘園領主) は、開発領主を現地で田地経営する ⁽¹⁴⁾ _____ に任命した。
 - 開発領主は以前と同様に田地経営を続け、受領は名義を恐れて徴税できない。
- ⇒このように①②を防いだ田地を ⁽¹⁵⁾ _____ と呼ぶ。

◇(14) … ^{あずかりどころ} 預所・^{げし くもん} 下司・公文などの役職の総称

◇寄進に失敗した初期荘園は衰退し、11世紀以降ほぼ全ての荘園が (15)

◇(15) …有力者の失脚とともに消滅する不安定な田地



Xでも受領の横暴を防げない場合、Xがさらに高位の有力者Yに寄進する。

→この時、Xを ⁽¹⁶⁾ _____、Yを ⁽¹⁷⁾ _____ と呼んで区別する。

⇒(16) (17) のうち、実際の所有権を有する側を本所とも呼ぶ。

◇寄進地系荘園を伝える一例として、^{ひごのこく} 肥後国 ^{かのこぎしやう} の鹿子木荘が有名

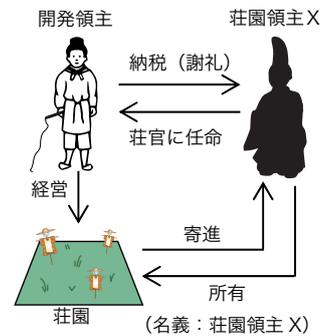


図1 寄進と荘官

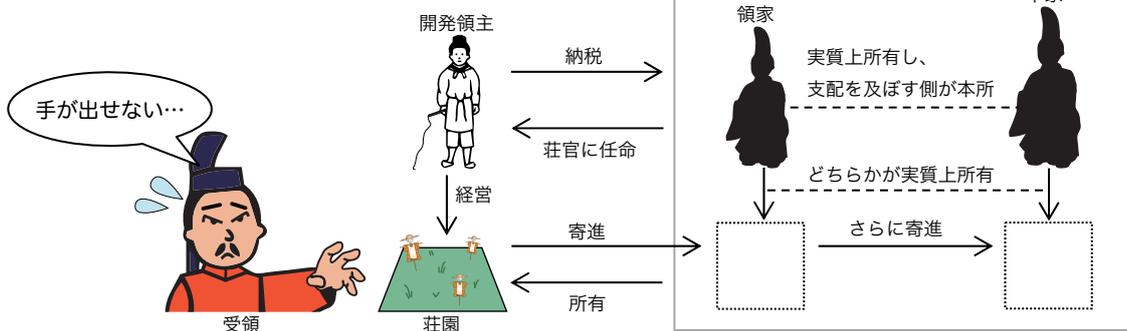


図2 2段階の寄進

●寄進地系荘園の派生

寄進地系荘園は、基本的に有力者の名義を受領の際限ない徴税の回避に利用したものだが、

⁽¹⁸⁾ _____ の権を与えられ、正式に免税 (一部または全部) を認められた荘園も登場した。

< ⁽¹⁹⁾ _____ >

本家が摂関家などで、^{だじょうかん} 太政官・民部省に正式な免税の手続きが取られて (18) を認められた荘園

< ⁽²⁰⁾ _____ >

受領が際限ない徴税を諦め、開発領主に一定の納税を約束させた上で、(18) を一部認めた荘園

●受領と荘園領主の深まる対立

受領は ⁽²¹⁾ _____ を遣わして耕作状況の調査や税の負担量の見定めをさせたが、

荘園に ⁽²²⁾ _____ の権が認められると、(21) の立ち入りが防がれることもあった。

⇒不輸の権に加え、この特権は受領と荘園領主の対立をさらに深めた。